

## 第3部 災害応急対策計画

### 第1章 災害応急対策の基本方針

#### 第1節 災害応急対策の概要

災害前後の時間経過から、都市災害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。(ただし、被害の程度により数日前後することがある。)

区分	時間の目安	重点事項
警戒期	事故等の発生から、本編に基づく応急対策が必要となった時まで	事故原因者、防災関係機関及び市民通報からの情報収集などによる被害状況の把握、及び必要な応急活動体制の検討
初動活動期	事故等の発生により本編に基づく応急対策が必要となった時から、消防活動もしくは人命救助活動の終了まで	職員の動員、被害情報の収集、避難勧告・指示、警戒区域等の設定、避難誘導、人命救助、医療救護、消防活動、交通規制、応援要請など
応急活動期	第3部及び第5部に規定する災害応急対策計画が終了するまで	医療救護、避難所の運営、漏えいした危険物等の除去、避難勧告等の解除の判断、被害を受けた施設等の応急復旧
復旧活動期	第3部及び第5部に規定する災害応急対策計画が終了した以降	被災者の生活再建、復旧・復興施策の計画及び実行

#### 第2節 災害応急対策活動の方針

都市災害は局所的かつ発生要因、態様、対処方針が複雑なものが多いことから、その影響度を限定的にすべく防災関係機関等との情報収集・伝達体制や事象発生時の基本対処を確実に実施する必要がある。

しかし、その特殊性から、事前に策定された計画やマニュアルどおりに物事が進むとは限らない。

そのため、機関の緊密な連携のもと常に状況把握を行い、状況に応じた的確な判断と迅速な行動をとるとともに、救出救助をはじめ、被害拡大防止のための避難勧告・指示の発令及び避難誘導、警戒区域等の設定など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先とする。

## 第2章 災害対応組織の設置

### 第1節 都市災害発生時の配備指令の発令

本市域に都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「各部局対応」、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部（部局）はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
各部局対応	部局配備	他部局との連携・調整が必要となる都市災害の通報などを受けたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	都市災害による被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局（※）
災害対策本部	1号配備	都市災害による被害が多発又は重大な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局
	2号配備	災害救助法の適用を要する程度の都市災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
	3号配備	市内全域にわたる大規模な都市災害、又は特に甚大な局地的都市災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	

※ 災害警戒本部設置レベルの災害であっても、その内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

### 第2節 災害警戒本部の設置・運営

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を災害警戒本部長（以下、警戒本部長）とする災害警戒本部を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図る。

#### 1 災害警戒本部の設置

##### （1）災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、第1節に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合において、その災害程度が災害対策本部を設置するに至らない場合に、必要に応じて設置する。

## (2) 設置権限の代行

災害警戒本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、本計画第2部第3章第1節に定める職務代行者により行う。

## 2 災害警戒本部の設置通知

災害警戒本部を設置した場合は、市民安全部はその旨を各部局及び神奈川県に連絡する。

## 3 災害警戒本部の組織と運営

災害警戒本部は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることから、組織構成及び事務分掌は平常時の行政組織による。

### (1) 災害警戒本部の構成員

区 分	指名職員	概 要
警戒本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
警戒副本部長	市長室長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。
関係部局職員	各部局職員から部局長が指名	本部員の指示に従い、業務を実施する。

### (2) 運営権限の代行

災害警戒本部の運営は、警戒本部長の権限により行われるが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、横須賀市災害警戒本部設置要綱に基づき職務代行者により行う。

### (3) 災害警戒本部運営の基本方針

運営事項	概 要
警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を開催する。
対応状況等の報告	各部局は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。 なお、緊急性を要する事項については、事前に危機管理課に報告するものとする。
被害情報の共有	危機管理課は、被害状況や災害に関する情報などをとりまとめ、警戒本部会議で報告する。
各部局の対応	災害警戒本部設置時における各部局の所管事務の対応業務内容は、各部局が定める活動細部計画等による。

#### 4 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、被害状況の把握が終了し、災害応急対策が概ね完了したと認める場合は、災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

#### 5 災害応急活動への移行

警戒本部長等は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するよう市長へ具申する。

### 第3節 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、必要に応じて市長を災害対策本部長（以下、本部長）とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を総合的に推進する。

#### 1 災害対策本部の設置

##### (1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、第1節に定める基準により設置する。

##### (2) 設置権限の代行

災害対策本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、本計画第2部第3章第1節に定める職務代行者により行う。

##### (3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

区分	概要
設置場所	横須賀市小川町11番地 消防局庁舎4階 災害対策本部室
代替設置場所	本市消防局庁舎の機能停止等となった場合は、市役所本庁舎5階正庁等使用可能な施設にて設置する。

#### 2 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知する。

通知先	概要
各対策部及び関係機関	総合対策部は、災害対策本部が設置された場合は、その旨を各対策部、神奈川県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	本部長は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。

### 3 災害対策本部の廃止

本部長は、災害応急対策が概ね完了したと認める場合は、災害対策本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記「2 災害対策本部の設置通知」に準じて関係者等に通知する。

## 第4節 災害対策本部の組織と運営

災害対策本部の組織及びその運営は、横須賀市災害対策本部条例第4条の規定に基づき、横須賀市災害対策本部運営要綱により定める。

その組織と運営の概要は、地震災害対策計画編第3部第2章第4節を参照。

## 第5節 国民保護対策本部等の設置

### 1 危機事案警戒本部の設置

発生した災害において武力攻撃等の兆候が見られる場合や、国が県を通じて警戒態勢の強化等を求める通知等があった場合は、必要に応じて危機事案対策本部又は危機事案警戒本部を設置するものとする。

### 2 国民保護対策本部への移行

発生した災害が、大規模テロ等によるものであると政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から総務大臣及び知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合は、直ちに国民保護対策本部へと体制を移行する。

## 第3章 職員の配備・参集

### 第1節 職員の配備

#### 1 職員の配備

各対策部長（部局長）は、第2章第1節により市長等が各配備指令を発令した場合、本計画第2部第9章第2節に基づきあらかじめ指定した職員の配備を行う。

#### 2 配備のための非常参集

災害発生時において、職員はあらかじめ指定された配備場所へ参集するものとし、公共交通機関が停止しているときは、徒歩、自転車、バイク等の手段により速やかに参集するものとする。なお、参集が困難な職員の要件については以下のとおりとする。

##### 配備の対象外職員

職員は万難を排して速やかに参集するものとして、参集を要しない者は、次のとおりとする。

- (1) 公務出張又は旅行等のため非常参集することが困難な者
- (2) 心身の故障により、あらかじめ所属課長等の許可を受けている者
- (3) 災害時に十分な保護を必要とする家族をもち、適当な保護者のいない職員のうち、所属課長等の許可を受けている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、所属課長等がやむを得ない理由のため参集できないと認められた者

### 第2節 職員の参集

勤務時間外において、配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、職員は自らや家族等の安全を確保した後、上司等の指示を待つことなく指定された配備場所に参集する。

なお、総合対策部避難所支援班は、市長室長等からの指示に基づき指示された行動を取るものとする。

### 第3節 参集・配備の手順及び留意事項等

職員の配備・参集については、第1節及び第2節によるほか、その手順及び留意事項等を次に示す。

項目	概要
勤務時間内における災害情報等の覚知及び配備	<ul style="list-style-type: none"><li>○危機管理課は、関係機関等からの連絡、テレビ、ラジオ等により市域で発生した災害を覚知する。</li><li>○職員は、総合対策部による緊急情報メールや庁内放送等による配備指令を確認後、各対策部長（部局長）等の指示により配備に就く。</li><li>○状況により、危機管理課又は関連部局のみで警戒配備を敷く場合は、庁内放送や緊急情報メール等でその旨の通知をする。</li></ul>



項目	概要
勤務時間外における災害情報等の覚知及び参集・配備	<p>○職員は、緊急情報メール、部局内の緊急連絡網、防災行政無線、テレビ、ラジオなどにより、市域で発生した災害を覚知する。</p> <p>○職員は、各対策部の配備体制に基づき、自らや家族等の安全を確保した後、指定された配備場所に参加し配備に就く。 なお、総合対策部避難所支援班は、総合対策部長等からの指示に基づき指示された行動をとることとする。</p> <p>○状況により、危機管理課もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>
参集ができない場合の措置	<p>職員は、万が一の被災や道路交通の不通等で、あらゆる手段によっても指定配備場所に参加できない場合は、次により対応する。</p> <p>○通信連絡により、所属対策部もしくは平時における所属長に、参集不可能の旨可能な範囲で連絡する。</p> <p>○参集途上で、橋りょうの損壊等により指定配備場所への到達が不可能となった場合は、一時的に最寄りの行政センターに立ち寄り、市の対策状況や被害状況の情報入手に努め、その後の適切な対応ができるようにする。</p>
現に災害が発生している際の参集時の留意点	<p>○徒歩、自転車、バイクによる参集を基本とし、自動車は極力利用を避ける。</p> <p>○必要に応じて、食糧、最小限の衣服、携帯ラジオ、懐中電灯等必要な物品を携帯する。</p> <p>○自宅から参集する際は、特に指示があった場合を除き動きやすい服装とする。</p> <p>○参集途上や対応現場への出向途上において、市民等から救助要請を受けた場合は、次のとおり対応することを基本とする。</p> <p>① 消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員 ・参集や現場への出向を優先とする。</p> <p>② 上記①以外で緊急性のある業務を担当する職員 ・独力で対応が可能な場合は救助にあたる。 ・独力で対応が不可能な場合は、近隣の市民等に援助要請し、集まった方からリーダー役を選出し、事情を説明した上でその後の救助は市民等に任せ参集・出向に戻る。</p> <p>③ 上記以外の職員 ・近隣の市民等への援助要請までは②と同様とし、その後周辺の救助が一段落するまではその場に留まり救助活動を行う。</p>

## 第4章 情報の収集と伝達

### 第1節 情報受伝達等にかかる基本方針

#### 1 情報受伝達にかかる基本方針

##### (1) 基本方針

災害態様が特殊である都市災害に対し、限られた活動部隊や活動資源で最大の効果を上げるとともに、局所的である災害の拡大（二次災害や更なる災害の誘発）防止を図るためにも、情報の正確性は欠かすことができない。

また、自然災害時と同様に情報通信能力の低下も予測されるため、可能な情報通信手段を最大限に活用し、緊密な連携により情報受伝達活動を実施する。

##### (2) 情報官の配置

各対策部で情報を扱う際には、情報受理の確実な確認と各方面から受理した情報の真偽の確認が必要となる。

そのため、各対策部は、情報処理を一元的・俯瞰的に行う「情報官」を配置し、災害対策本部内全体での適切な情報処理を図ることとする。

#### 2 住民への情報伝達にかかる基本方針

災害時の広報は、住民の不安の解消や市内の混乱防止、市民生活の安定化などのために重要であることから、実情に即した各種情報伝達手段を活用して、速やかに災害に関する情報の伝達や広報を実施する。

### 第2節 災害対策本部での情報の収集

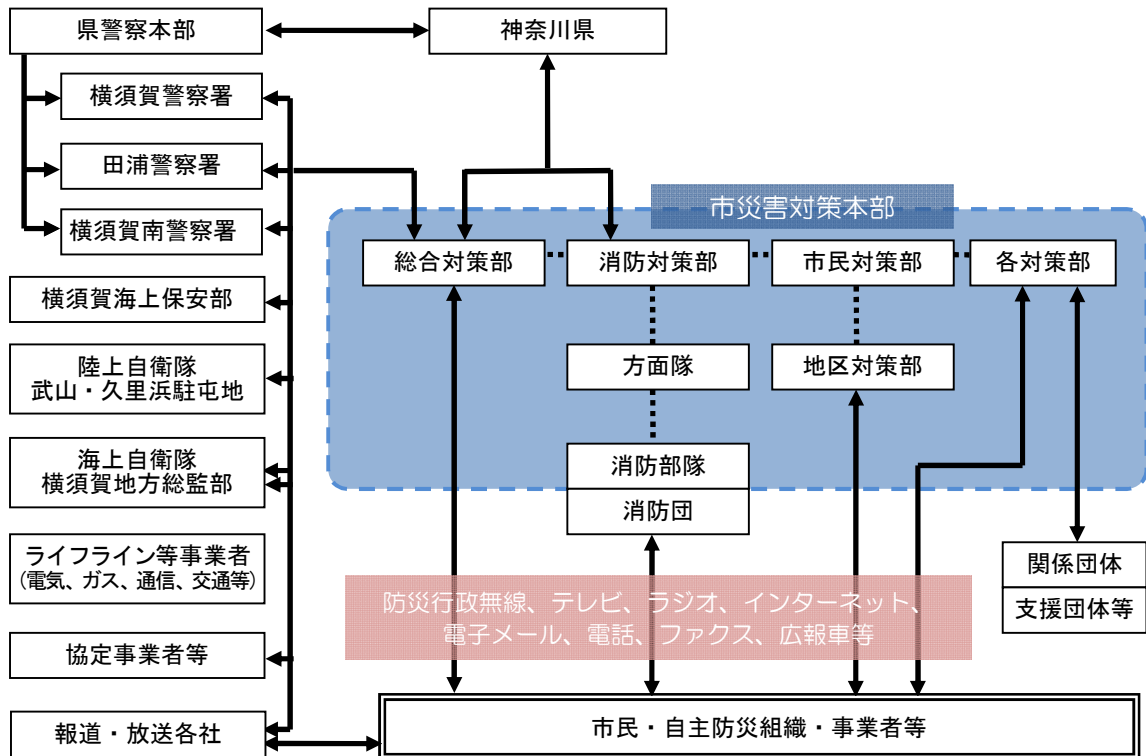
災害による被害の程度を把握することは、その後の応急活動の方針や復旧対策の基礎となるものである。

なお、災害対策本部での情報収集の概要は、地震災害対策計画編第3部第4章第2節を参照。



### 第3節 情報の受伝達体制の確立

都市災害時における、基本的な情報の受伝達システムの概要を次に示す。  
なお、災害種別における情報受伝達システムは、本計画第4部の各章に定める。



### 第4節 災害情報の収集及び報告等

各対策部及び防災関係機関等は、地震災害対策計画編第3部第4章第4節を基本に災害情報の収集・報告等を実施する。

なお、都市災害時においては、震災時や風水害時と比較して、災害現場が限局的となる傾向があり、また、原因事業者や防災関係機関が中心となった応急対策が行われることが多いため、総合対策部及び関係対策部は、必要に応じて職員を災害現場や防災関係機関に派遣し、情報の伝達及び収集、災害画像等の伝送を行うものとする。

### 第5節 市民への情報伝達及び報道機関への情報提供

関係対策部は、都市災害時における市民への情報伝達及び報道機関への情報提供について、被害の規模に応じて、地震災害対策計画編第3部第4章第5節及び第6節に準じて実施する。

### 第6節 被災者支援窓口の設置

地区対策部は、被害の規模に応じて、地震災害対策計画編第3部第4章第7節に準じて、復旧状況や被災者のニーズによって変化する申請や相談等に対応するため、本庁及び各行政センターに被災者支援窓口を設置する。

## 第5章 避難対策

### 第1節 避難対策にかかる基本方針

二次災害の発生、被害拡大など都市災害時の災害特性を考慮し、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

### 第2節 避難の勧告及び指示の発令

#### 1 避難の勧告及び指示

本部長(市長)等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難の勧告及び指示を発令する。

##### (1) 発令基準

種別	概要
避難勧告	○災害により人的被害が発生する危険性が高いと判断される場合 ○その他災害の状況により市長が必要と認める場合
避難指示	避難勧告の発令基準に該当し、危険な状況がより切迫している場合

##### (2) 実施者

本部長(市長)等は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を勧告又は指示する。(災害対策基本法第60条)

なお、市長不在時等については、本計画第2部第3章第1節に定める職務代理者により行う。

##### (3) 避難情報の伝達

実施者は、避難勧告・指示の実施の際には、次の事項を住民等の対象者に伝達する。

また、総合対策部は、避難情報が対象者への確に伝達されるよう関係対策部及び関係機関と綿密な連携を行う。

項目	概要
避難情報の伝達事項	○実施責任者 ○避難事由(危険の状況)及び避難すべき対象区域 ○避難先(本部長(市長)が必要と認めるとき) ○避難経路 ○注意事項(服装、携行品、火気の始末、ブレーカーの遮断等)
住民等への伝達方法	○対象世帯数等に応じて、自主防災組織、警察、消防対策部、消防団等との緊密な連携のもと、防災行政無線、防災情報メール、広報車、各戸呼びかけ、FM放送などを用いて実施する。 ○発令内容を市ホームページへ掲載する。 ○緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条に基づき放送事業者への協力要請を行う。

項目	概要
関係機関等への連絡	避難勧告又は避難指示を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

#### (4) 県知事への報告

本部長（市長）は、避難勧告及び避難指示を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網 FAX 等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告・指示の発令者</li> <li>○発令日時</li> <li>○発令の理由</li> <li>○避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数</li> <li>○避難先の名称及び所在地</li> </ul>

#### (5) 避難勧告・指示の解除

本部長（市長）は、避難の必要がなくなると認めるときは、避難勧告及び避難指示を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

## 2 警戒区域の設定

本部長（市長）等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

### (1) 実施者

本部長（市長）は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

なお、市長不在時等については、本計画第 2 部第 3 章第 1 節に定める職務代理者により行う。

### (2) 警戒区域の明示

総合対策部は、警戒区域を設定した場合は、ロープ張り、立看板等により設定区域を明示する。

また、避難に関する情報伝達と同様に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。

### (3) 避難所への受け入れ

総合対策部は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がいる場合は、必要に応じて避難所を開設して受け入れを行う。

#### (4) 警戒区域の解除

本部長（市長）は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなつたと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

### 3 避難の実施

避難勧告等の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路での避難誘導実施に努める。

なお、災害発生の原因事業者等は、住民等の避難が迅速かつ安全に実施されるよう協力をする。

避難対象	避難誘導実施者
住 民	消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織
学校施設、保育施設	教職員
社会福祉施設	施設職員
事業所等	施設の防火管理者、管理責任者、施設管理者等

### 第3節 避難所の開設・運営

都市災害時における避難者の受け入れ施設は、対象地域の避難者数や災害種別に応じて、風水害時避難所を原則とし、その開設・運営は、風水害対策計画編第3部第5章第3節に準じて実施する。

### 第4節 災害時要援護者の避難対策

都市災害時における要援護者の避難対策は、被害の規模に応じて、地震災害対策計画編第3部第5章第5節に準じて実施する。

## 第6章 消防・救急対策

### 第1節 消防・救急活動体制

#### 1 災害活動組織

災害に対処するための災害活動組織として、次のとおり設置する。

なお、警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織規程により定める。

組織区分	組織の長の名称	対象者
警防本部	警防本部長	消防局長
方面隊	方面隊長	消防署長

#### 2 特別警戒体制

災害が発生するおそれのあるとき、又は発生した場合において、消防部隊を増強し災害活動組織の増強を図るための特別警戒体制を別に定める。

### 第2節 消防活動

都市災害時における消防活動の基本的な実施事項を次に定める。

なお、災害種別ごとの対応については、本計画第4部災害種別対策計画におけるそれぞれの災害応急対策において定めるものとする。

事項	概要
情報収集	的確な消防活動を行うため、災害の発生状況、消防部隊等の活動状況、その他必要な情報を収集する。
警戒監視活動	災害の早期発見と被害状況などの把握のため、消防部隊等により巡回警戒活動を実施する。
消防警戒区域の設定	消防吏員又は消防団員は、消防活動等を円滑に行うため、消防法第28条及び第36条に基づき、必要に応じて消防警戒区域を設定し、命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは出入を制限する。
火災警戒区域の設定	消防長又は消防署長は、ガス、火薬類、危険物等の漏えい等の事故が発生し、火災が発生するおそれが著しく大きく、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい損害を与えるおそれがあると認める場合は、消防法第23条の2に基づき、火災警戒区域を設定し、区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくは出入を禁止又は制限する。

事 項	概 要
広報活動	消防部隊等により災害情報等を広報し、地域住民に警戒を促すほか、避難勧告、避難指示等が発令された場合には、避難対象地域の住民に対して避難勧告、避難指示等の内容を伝達する。
避難誘導	避難勧告、避難指示等が発令された場合には、避難対象地域の住民の避難誘導を実施する。
災害防除活動	災害による二次災害の発生に留意し、人命の安全確保を基本として、災害防除活動を実施する。

### 第3節 消火、救助・救急の各活動

都市災害は、地震災害と比較して限局的であると考えられるが、災害の特殊性や発生態様により、消火、救助・救急の各活動が困難となることも想定される。

そのため、関係機関や事業者等と緊密に連携の上、地震災害対策計画編第3部第6章第2節から第4節に準じて実施する。

## 第7章 医療救護対策

### 第1節 医療救護活動にかかる基本方針

都市災害発生時において各医療機関は、可能な限り通常の診療を継続し、救護が必要な被災者等への医療及び助産の提供実施を原則とする。

#### 1 医療救護体制

都市災害発生時において通常の医療体制で対応が可能なときは、救急隊による患者搬送を行い、救急告示病院等における医療救護活動を実施する。

なお、負傷者の多数発生や受け入れ可能病院が不足する場合は、次により医療救護を実施するほか、被害規模に応じて、地震災害対策計画編第3部第7章に準じて実施する。

事項	概要
搬送先の選定	災害により多数の負傷者が発生した場合、消防対策部は、市医師会との協力のもと現場救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重傷度及び緊急度に応じて搬送先を選定する。
医療機関の体制	災害拠点病院及び応急二次病院に指定されている医療機関は、災害の状況に応じて、それぞれが定める災害対策計画に基づき災害医療体制の準備を整える。
地域医療救護所の設置	健康対策部は、被害状況により医療機関で対応できないと認められる場合は、市医師会との連携により地域医療救護所を設置する



## 第8章 緊急輸送・交通規制対策

### 第1節 緊急輸送の実施

関係対策部は、災害の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難輸送等を円滑に実施する。

なお、緊急輸送は、地震災害対策計画編第3部第12章第2節から第3節に準じて実施する。

### 第2節 交通規制の実施

災害発生現場周辺における交通渋滞は、緊急車両の通行妨害となり、応急対策活動の実施に著しい障害が生じる。

また、局所的な被害であっても、その場所で発生する交通渋滞が広範囲に波及し、社会生活への大きく影響を及ぼす可能性もある。

このため、災害発生現場及びその周辺においては、警察官と連携を図り、地震災害対策計画編第3部第12章第4節に準じて、効果的な交通規制を実施する。

## 第9章 被災者の生活支援

### 第1節 被災者の生活支援にかかる基本方針

都市災害時においても、被害の拡大等により住家被害の発生や社会経済活動に大きな影響が出ることもある。

これら被災者への生活支援が必要な場合には、地震災害対策計画編第3部第24章に準じて実施する。